

精子凍結保存期間延長に関する同意書

日本医科大学付属病院
院長殿

以下の付帯条項につきまして十分理解しましたので、20__年__月__日に凍結した精子凍結保存の期間延長をお願いいたします。

1. 凍結保存の期間は、20__年 3 月末日までとする。この期間を超えて更に保存を希望する場合は、延長手続きを行う。
2. 保存延長を希望しない場合には、別途『凍結保存精子破棄に関する同意書』を提出するものとする。
3. 本人が死亡した場合には、凍結精子の保存延長ならびに使用はできない。
4. 保存期間の延長手続きなく、当院への連絡なく 1 年以上が経過した後には、凍結精子の処分権は当施設に帰属することとする。
5. 凍結保存精子の使用は当施設に限るものとし、他施設での使用は認められない。
6. 保存期間内に天災等の不慮の事故で保存精子を損傷もしくは喪失した場合、当施設による補償は行わない。
7. 当施設が生殖医療業務を取り扱わなくなった場合、保存と生殖医療が可能な施設へ業務委託することとする。

20 年 月 日

本人住所 _____

本人氏名（自署） _____ 印

保証人住所 _____

保証人氏名（自署） _____ 印（続柄：_____）

説明医師（女性診療科・産科） _____ 印

精子凍結保存期間延長に関する同意書

日本医科大学付属病院
院長殿

以下の付帯条項につきまして十分理解しましたので、20__年__月__日に凍結した精子凍結保存の期間延長をお願いいたします。

1. 凍結保存の期間は、20__年3月末日までとする。この期間を超えて更に保存を希望する場合は、延長手続きを行う。
2. 保存延長を希望しない場合には、別途『凍結保存精子破棄に関する同意書』を提出するものとする。
3. 本人が死亡した場合には、凍結精子の保存延長ならびに使用はできない。
4. 保存期間の延長手続きなく、当院への連絡なく1年以上が経過した後には、凍結精子の処分権は当施設に帰属することとする。
5. 凍結保存精子の使用は当施設に限るものとし、他施設での使用は認められない。
6. 保存期間内に天災等の不慮の事故で保存精子を損傷もしくは喪失した場合、当施設による補償は行わない。
7. 当施設が生殖医療業務を取り扱わなくなった場合、保存と生殖医療が可能な施設へ業務委託することとする。

20 年 月 日

本人住所 _____

本人氏名（自署） _____ 印

保証人住所 _____

保証人氏名（自署） _____ 印（続柄：_____）

説明医師（女性診療科・産科） _____ 印